

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 野辺地風力発電事業更新計画 環境影響評価準備書)

- 1 水の濁りについて、沈砂池からの排水は河川等まで到達しないと予測しているが、沈砂池 T-4-1 や R-5-1 等では河川等までの斜面長と濁水到達推定距離との差が小さく、現地の状況によっては沈砂池からの排水が河川等に到達するおそれがあることから、工事中に調査を行い、必要に応じて適切な対策を講ずること。
- 2 既存施設における死骸調査において、コウモリ類については全6個体がいずれもバットストライクの可能性が高いとされ、鳥類については34個体のうち6個体がバードストライクの可能性が高い又は可能性があるとされていることから、当該調査結果を踏まえ、風力発電設備の配置の見直しや施設の稼働制限を行う等の適切な環境保全措置を検討すること。
- 3 ガン類等の渡り鳥について、全般的に年間予測衝突数は少ないと予測しているが、渡りの高度は天候に左右され、高度 M で飛翔した場合、当該衝突数が増加することから、必要に応じて渡りの時期に施設の稼働制限を行う等の適切な環境保全措置を検討すること。
- 4 オオハクチョウ等のハクチョウ類について、新設1～5号機付近を高度 L 及び M で飛翔しており、飛び始め、着陸体勢、水辺から水辺への飛翔時はこれらの風力発電設備を回避することが難しいと考えられることから、当該設備の配置の見直しや渡りの時期に施設の稼働制限を行う等の適切な環境保全措置を検討すること。
- 5 オジロワシについて、他の希少猛禽類と比較して年間予測衝突数が多いことから、風力発電設備の配置の見直しや本種の活動が活発な時期に施設の稼働制限を行う等の適切な環境保全措置を検討すること。